

## 石陽社顕彰会規約

### (目的)

第1条この会は、石川町の自由民権運動の顕彰並びに民権運動史跡の保存をすると共に、町民の誇りとして、末永く後世に伝え、町発展に寄与することを目的とする。

### (名称)

第2条この会の名称は、石陽社顕彰会（以下「会」という）という。

### (所在)

第3条この会の所在は、代表宅に置く。

### (事業)

第4条会の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 自由民権運動の顕彰に関すること
- (2) 鈴木重謙居宅の復元に関すること
- (3) その他目的達成に関すること

### (加入脱退)

第5条この会の目的に賛同し、役員会で承認した人を会員とする。

- (2) 脱会申し出の場合は役員会で承認するものとする。

但し、会費未納入の場合は役員会において、脱会とすることができる。

### (会議)

第6条会議は、総会及び役員会とする。

- (2) 総会は年1回開催する。
- (3) 役員会は必要に応じ開催する

### (役員)

第7条役員は、代表、副代表、事務局長、会計、幹事、監査とする。

- (2) 役員は総会において、選出する。
- (3) 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

### (任務)

第8条役員の任務は次の通りとする。

- (1) 代表は1名とし、会を代表し、統括する。
- (2) 副代表は若干名とし、代表事故ある時にこれを代理する。
- (3) 事務局長は1名とし、会の事務を行う。
- (4) 会計は1名とし、会の経理を行う。
- (5) 幹事は若干名とし、会務を執行する。
- (6) 監査は2名とし、会の経理を監査する。

### (経理)

第9条会の経費は会費及び寄付金、その他をもって宛てる。

- (2) 会費は年間3,000円とする。

### (会計年度)

第10条会計年度は4月に始まり、翌年3月までとする。

附則 この会則は、平成22年6月25日から施行する

附則 この規約は、平成26年5月24日から施行する